



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1228	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
1229	〃	(〃).....	2
1230	〃	(〃).....	2
1231	〃	(〃).....	3
1232	〃	(〃).....	3
1233	〃	(〃).....	4
1234	〃	(〃).....	4
1235	〃	(〃).....	4
1236	〃	(〃).....	5
1237	〃	(〃).....	5
1238	〃	(〃).....	5
1239	〃	(〃).....	6
1240	〃	(〃).....	6
1241	〃	(〃).....	6
1242	〃	(〃).....	7
*1243	昭和47年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区等の設定)の一部改正	(環境生活総務課).....	7
*1244	昭和57年和歌山県告示第948号(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定)の一部改正	(〃).....	8
*1245	昭和58年和歌山県告示第236号(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定)の一部改正	(〃).....	9
*1246	平成4年和歌山県告示第738号(鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定)の一部改正	(〃).....	10
*1247	特定猟具使用禁止区域の指定	(〃).....	11
1248	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	14
1249	〃	(〃).....	14
1250	〃	(〃).....	15
1251	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	15
1252	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	16
1253	県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	16
1254	道路の区域変更	(道路保全課).....	16
1255	道路の供用開始	(〃).....	17
1256	道路の区域変更	(〃).....	17
1257	道路の供用開始	(〃).....	18
1258	道路の区域変更	(〃).....	18
1259	道路の供用開始	(〃).....	18

1260	道路の区域変更	(").....	19
1261	道路の供用開始	(").....	19
1262	道路の区域変更	(").....	19
1263	道路の供用開始	(").....	20
1264	道路の位置の指定	(都市政策課).....	20

告 示

和歌山県告示第1228号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成22年6月1日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1229号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成22年6月1日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1230号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成22年6月1日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1231号

和歌山県田辺市中万呂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年11月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中万呂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中万呂の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1232号

和歌山県和歌山市井戸・相坂・馬場の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成24年3月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市井戸・相坂・馬場の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市井戸・相坂・馬場の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1233号

和歌山県和歌山市本渡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年3月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市本渡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市本渡の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1234号

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1235号

和歌山県田辺市本宮町皆瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町皆瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町皆瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1236号

和歌山県田辺市本宮町耳打地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町耳打地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町耳打地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1237号

和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成24年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1238号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町

- 2 調査を行った時期
平成22年6月1日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1239号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成22年6月1日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1240号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月26日から平成24年2月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1241号

和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告す

る。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月26日から平成24年2月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1242号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字中古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月26日から平成24年2月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字中古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字中古沢の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年10月9日

和歌山県告示第1243号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、吉里鳥獣保護区、岩田鳥獣保護区、江須崎鳥獣保護区及び稲積鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和47年和歌山県告示第708号（鳥獣保護区等の設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から適用する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第2号中「吉里地内」を「吉里地区内」に、「県道船戸海南線」を「県道岩出海南線」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
第1項に次の1号を加える。
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的に巡回及び取締りを強化し、違法捕獲の防止に努める。

また、鳥獣の保護に関する法律等の啓発により、区域内の環境保全に努める。

第2項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び関係町職員の協力を得て、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課職員が、定期的に巡視を実施する等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第3項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び関係町職員の協力を得て、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課職員が、定期的に巡視を実施する等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第4項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第4項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び関係町職員の協力を得て、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課職員が、定期的に巡視を実施する等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

和歌山県告示第1244号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、野中鳥獣保護区、栗屋谷鳥獣保護区及び大滝川鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和57年和歌山県告示第948号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から適用する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を削る。

第2項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加え、同項を第1項とする。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

農林被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

第3項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区域

日高郡日高川町大字和佐地内のかわべテニス公園テニスコート南端を起点として、同所から町道和佐駅前線を北西に250メートル進み、同所から北進し山頂に至り、同所から北西に進み栗屋谷池に至りその池の西側を北進し町道佐栗谷線に至り、同所から同道を東進し特別養護老人ホームときわ寮川辺園に至り、同所から同園に沿って北に至り、同所から同園に沿って東進し町道小段谷線に至り、同所から同道を南進し、町道佐栗谷線との交点に至り、同道を南東に進み、県道江川小松原線の交点である人工池に至り、同道を北東に160メートル進み、野鳥観察小屋の広場に至り、その広場を周回して人工池に至りその池の東側を周囲に沿って南に進み、県道江川小松原線に至り、同道を南に230メートル進み、かわべ天文公園に至りその敷地外周に沿って進み、起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第3項に次の1号を加え、同項を第2項とする。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

また、違法捕獲防止のため、県及び町職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

さらに農業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

第4項第2号中「大滝川地内」を「大字山野地内」に、「町道大滝川線」を「町林道大滝川線」に、「同町道」を「同林道」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第4項に次の1号を加え、同項を第3項とする。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

また、違法捕獲防止のため、県及び町職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

さらに、農業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

和歌山県告示第1245号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、友ヶ島鳥獣保護区、高野山鳥獣保護区及び根来鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和58年和歌山県告示第236号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から適用する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、レクリエーションの場として親しまれていることから、

鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場を設けるとともに、環境教育及び自然体験学習の場として活用を図る。

第2項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護員、町職員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、山内及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生息環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

第3項第2号中「市道北大池土佛線」を「市道根来北大池線」に、「子安橋」を「天真橋」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、岩出市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施する。

第4項を削る。

和歌山県告示第1246号

平成4年和歌山県告示第738号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から適用する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第2号中「和歌山市加太地内の」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、レクリエーションの場として親しまれていることから、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場を設けるとともに、環境教育及び自然体験学習の場として活用を図る。

第2項第2号中「境界を（南側にのびる尾）」を「境界（南側にのびる尾）を」に、「かかる」を「架かる」に改め、「町道に沿って北に進み、奥の院林道との交点に至り」を削り、「東進し摩尼山に向かつて」を「西進し摩尼山から」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護員及び町職員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、山内及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生息環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

第3項を削る。

和歌山県告示第1247号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成24年11月1日から適用する。

平成4年和歌山県告示第732号（銃猟禁止区域の設定）は、平成24年10月31日限り廃止する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 新池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

新池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

紀の川東大井地内の市道東国分赤尾線と市道桜ヶ丘団地1号線の交点を起点とし、同所から市道桜ヶ丘団地1号線を新池の西側池縁を北進し、新池最北端部に至り、同所から新池の東側池縁を南進し市道東国分赤尾線に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 大谷特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

大谷特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町大谷地内の町道大谷泉大津線と広域農道との接点を起点として、同所から広域農道を東進し町道大谷5号線との接点に至り、同所から町道大谷5号線を南進しJR和歌山線との接点に至り、同所からJR和歌山線を西進し町道大谷泉大津線との接点に至り、同所から町道大谷泉大津線を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 白崎特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

白崎特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

日高郡由良町大引白崎半島地内の県道御坊由良線の石灰岩採掘跡隧道北口を起点として、同所から同県道を北東に進み白崎青少年の家への進入道路に接し、同進入道路を東に進み白崎青少年の家の貯水槽の北端に至り、同所から更に東に進み蛙岩に至り、同所から尾根を南に進み標高198.6メートルの地点に至り、同所から尾根を西に進みJR紀伊由良無線中継所に至り、同所から尾根を北西に進みキャンプ場南側を経て尾根を更に北西に進み起点に至る線に囲まれた地域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 日置川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

日置川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡白浜町日置地内の日置川河口右岸南端を起点として同所から日置川右岸内側堤防を北東に進み白浜町矢田上水道水源地に至り、県道大塔日置川線に接し、同県道を北東に進み安居地内の日置川内側堤防に至り、同堤防を北東に進み首地橋に至り、県道大塔白浜線に接し、同県道を北東に進み、寺山地内の日置川内側堤防に至り、同堤防を北東に進み神宮寺湯口地内に至り、同所から山麓に沿って上流に進み白浜町久木地内の堤防の南端に至り、同堤防を上り久木大橋に至り、同大橋を経て左岸橋詰に至り、同所から南東に進み山麓に至り、同山麓を南に下り中島地内の堤防に至り、同堤防の南端から南南西に進み山麓に至り、同山麓に沿って広宇井を経て南に下りロヶ谷地内の内側堤防に至り、同堤防を南西に下り山麓に至り、同山麓を南西に下り辻野を経て追ヶ芝の堤防に至り、同堤防を下り山麓に至り、同山麓を南に下り矢田地内の堤防を経て南西に進み塩野地内の町道安宅塩野線に接し同町南を南西に進み国道42号線の日置川大橋東橋詰に至り、同所から日置川左岸を下り河口左岸の西端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 周参見川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

周参見川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡すさみ町周参見地内の周参見川河口右岸堤防の南端を起点とし、同所から周参見川の右岸を上り遠見橋に至り、県道城すさみ線に接し、同所から県道を北進し望見橋に至り、同橋を経て周参見川左岸の堤防に接し、同所から同堤防の左岸を下り通称旧周参見橋に至り、同所から周参見川河口左岸先端に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 東山池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

東山池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市岩内地内の市道猪野々大浜通線と市道岩内倉庫線との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み岩内字見生171番地から東南に進み県道御坊中津線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道猪野々大浜通線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 海南市特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

海南市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

海南市黒江1262-1番地の市道岡田4号線を起点として、市道岡田5号線に至り、それを東進して市道岡田20号線の交点に至り、同市道を北進して亀の川管理用通路に至り、同通路を東進して県道秋月海南線との交点に至る。同県道を南進し、市道且来10号線との交点に至り、同市道を西進し、県道岩出海南線に至り、同県道を西進して西日本旅客鉄道紀勢本線の踏切に至る。同踏切を渡り、さらに同県道を南進して市道黒江52号線に至り、同市道を南進して市道日方1号線に至り、同市道を南進して市道日方13号線に至り、同市道を南進して市道日方28号線に至り、同市道を東進し県道海南金谷線の起点に至る。同所から同県道を東進し、海南市大野中宇赤坂1108番地に至り、同所を起点として阪和自動車道を北進し、大野中宇五鬼鼻1134番地の42に達し、同所から北東に進み内池と大明神池との間の堤塘を東進し更に内池の東側と滴水面の水際から30mの池縁を南に進み市道赤坂台8号線に至る。同道路を南東に進み赤坂台団地に至り、同団地の外周を進み市道赤坂台1号線に至り、同市道を南進し市道小野田27号線に至る。同市道を東進し、市道重根10号線に至り、同市道を東進し国道370号線に至る。同国道を東進し、市道阪井1号線に至り、同市道を北進し、県道沖野々森小手穂線に至り、同県道を東進し、市道阪井19号線に至り、同市道を北進し、杉尾神社前の市道阪井38号線を東進し、市道阪井26号線に至る。同市道を東進し市道沖野々4号線に至り、同市道を東進し市道沖野々32号線に至り、同市道を終点まで進み、市道沖野々1号線に至る。同所から同市道を南進し、市道沖野々2号線に至り、同市道を東進し国道424号線に至る。同所より同国道を南進して国道370号線に至る。同所より同国道を東進して、市道野上中12号線に至り、同市道を東南に進み市道椋木1号線に至り、同市道を南進し市道木津16号線に至り、同市道を南進して県道奥佐々阪井線に至る。同所より同市道を西進し、国道424号線に至る。同所より同国道を南進し、市道次ヶ谷1号線に至り、同市道を北進して市道阪井29号線に至り、同市道及びそれに続く市道阪井20号線を西進し、国道370号線に至る。同所より同国道を西進し、市道阪井13号線に至り、同市道を西進し市道重根31号線に至り、同市道を西進し市道重根30号線に至り、同市道を西進し県道海南金谷線に至る。同所より、同県道を北進し市道重根27号線に至り、同市道を北進して市道重根2号線に至り、同市道を西進し、市道重根22号線に至り、同市道を南進して市道重根21号線に至り、同市道を南進して大谷団地に至る。同団地の外周を回り市道重根21号線に至り、同市道を北進し市道重根2号線に至り、同市道を西進し市道重根5号線に至り、同市道をさらに西進し、市道幡川15号線に至る。同所より、同市道を西進し市道幡川11号線に至り、同市道を西進し国道370号線に至り、さらに西進し、市道幡川5号線に至り、同市道西進し市道幡川4号線に至り、同市道を南及び東に進み、市道幡川8号線に至る。同所より同市道を西進し、阪和自動車道に至り、同自動車道を西進し、西日本旅客鉄道紀勢本線を横切り国道42号線との交点に至る。同交点より、同国道を西進し、高圧電線の下に至る。その高圧電線に沿って北進し、海南火力発電所の南西端に至り、同発電所の海岸線に沿って温山荘に至り、さらに海岸線を進み、和歌山市との境界に至る。同所より同境界線を北進し、船尾山頂に至り、同所よりさらに境界線を北及び東に進み、市道黒江17号線との交点に至る。同交点より同市道を南進し市道黒江14号線に至り、同市道を東及び南に進み、市道黒江5号線に至り、同市道を東進し、県道三田海南線との交点に至る。同交点より同県道を北進し、海南市黒江1262-1番地の最起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 吉備中央特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

吉備中央特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

国道42号線有田市と有田郡有田川町との境界を起点とし、有田川左岸堤防を東進し町道3号線に至り、同所から同町道を南進し県道吉備金屋線を経て愛宕橋南詰に至り、同所から県道吉備金屋線を西進し町道徳田水尻線との交点に至り、同所から同町道を西進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1248号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月2日

2 名称

特定非営利活動法人あったカフェ

3 代表者の氏名

岩崎ひろみ

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川1141番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、子育てをする人々を対象に、情報提供をはじめとするあらゆる子育て支援を行い、男女共同参画社会の形成と大人も子どもも健全な生活を営める地域密着型のまちづくりの推進を図る活動を目的とする。

和歌山県告示第1249号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月3日

2 名称

特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ

3 代表者の氏名

原富子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市文里一丁目31番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な高齢者・乳幼児に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、福祉の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1250号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月4日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月4日

2 名称

特定非営利活動法人ワークネット

3 代表者の氏名

山本順一

4 主たる事務所の所在地

和歌山市北出島131番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障がい者と、それを受け入れる側の事業者との間に立ち、障がい者を企業へとつなげていくコーディネーター的な役割を果たし、障がい者の就労促進に寄与し、就労を希望する障がい者に就労と生活支援を一体的に行うことによって、職業的自立を得、「地域で普通の生活をしたい」という障がい者の願いに応えることによって、障がい者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401031	株式会社すさみ介護	ヘルパーステーションすみ	西牟婁郡すさみ町江住133番地の1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.8.1	平成30.7.31
3072201217	株式会社夢愛美	ホームヘルパー夢愛美	田辺市湊1184-15	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.8.1	平成30.7.31
3071400984	株式会社タテイシ	訪問介護ステーション悠久の丘	海南市山崎町三丁目3-680	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.8.1	平成30.7.31

3072201209	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 田辺	田辺市稲成町77-1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 24.8.1	平成 30.7.31
3072500782	医療法人かなめ会	サンテ・ヴィラージュ 太地ショートステイ	東牟婁郡太地町太地字 北通谷1285番1	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 24.8.1	平成 30.7.31
3072000502	株式会社清和	せいわ	御坊市湯川町富安1846 -1	福祉用具貸与 ・特定福祉用 具販売・介護 予防福祉用具 貸与・特定介 護予防福祉用 具販売	平成 24.8.1	平成 30.7.31
3072201225	一般社団法人療創会	通所介護なかざりハ ビリテーションセン ター	田辺市下万呂527-1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 24.9.1	平成 30.8.31
3071700524	社会福祉法人聖アン ナ福祉会	きしがわ園ショール トステイサービ ス	紀の川市貴志川町尼寺 359	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 24.9.1	平成 30.8.31
3072000510	社会福祉法人きのく に福祉会	特別養護老人ホーム ごぼうの郷	御坊市熊野44-4	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 24.9.1	平成 30.8.31

和歌山県告示第1252号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞退 年月日
医療法人繁和会 赤山産婦人科	和歌山市太田130-6	赤山紀昭	平成 24.10.9

和歌山県告示第1253号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 事業名 県営ため池等整備事業西山大池地区
- 確定年月日 平成21年4月17日
- 工事を完了した時期 平成24年3月28日

和歌山県告示第1254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字熊野川字甲崎16番7地先から同町大字熊野川字一萬814番1地先まで	旧	7.50 } 12.70	401.00	
同上	新	13.70 } 62.00	400.00	

和歌山県告示第1255号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字熊野川字甲崎16番7地先から同町大字熊野川字一萬814番1地先まで

で

供用開始の期日 平成24年10月19日

和歌山県告示第1256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町笠畑字上垣内279番1地先から同市下津町笠畑字上垣内354番2地先まで	旧	2.49 } 12.48	276.92	

同上	新	5.70 } 18.62	276.92	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第1257号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 海南市下津町笠畑字上垣内279番1地先から同市下津町笠畑字上垣内354番2地先まで

供用開始の期日 平成24年10月19日

和歌山県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町大窪字北谷1462番地先から同市下津町大窪字北谷1465番地先まで	旧	3.79 } 5.78	55.41	
同上	新	4.98 } 9.81	54.67	

和歌山県告示第1259号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町大窪字北谷1462番地先から同市下津町大窪字北谷1465番地先まで

供用開始の期日 平成24年10月19日

和歌山県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字オノ神2569番1地先から同町大字山野字長畑2558番1地先まで	旧	4.30 ） 11.90	201.70	
同上	新	8.50 ） 17.30	201.70	

和歌山県告示第1261号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字オノ神2569番1地先から同町大字山野字長畑2558番1地先まで

供用開始の期日 平成24年10月19日

和歌山県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル	
日高郡印南町大字島田字古和谷 31番1地先から同町大字島田字 楠本98番1地先まで	旧	3.00 } 8.50	190.00	
同上	新	6.10 } 35.80	190.00	

和歌山県告示第1263号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡印南町大字島田字古和谷31番1地先から同町大字島田字楠本98番1地先まで

供用開始の期日 平成24年10月19日

和歌山県告示第1264号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3180	紀の川市畑野上字城賀283 番の一部、284番1の一部、 284番3の一部、水路	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 24. 10. 4	6.00	87.88